○農林水産省告示第二千六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好市三野町加茂野宮字東島一四（国有林。次の図に示す部分に限る。）・七一・七八の二・字中島一四四・一五一・一五二・一五五の二・字西島二五八・二六〇の一・二六一の二・二六七（以上十筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第五回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年十月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十五年十月十一日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県八潮市八潮一丁目二十七番地一　独立行政法人都市再生機構埼玉常磐開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○海上保安庁告示第百九十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十月十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　讃岐橘港東防波堤灯台

位置

所在地　香川県小豆郡小豆島町（橘港東防波堤外端）

北緯　三四―二九―二〇

東経　一三四―二〇―四五

変更した事項

光度　実効光度七八カンデラ

高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで九・八メートル

変更年月日　平成二十五年九月十七日

○海上保安庁告示第百九十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十月十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　五ケ所港宿田曽灯浮標

位置

所在地　三重県五ケ所港（田曽埼灯台の北北西方約一・四キロメートル）

北緯　三四―一八―〇六

東経　一三六―四一―〇八

変更した事項

光度　実効光度四〇カンデラ

光達距離　四・〇海里

変更年月日　平成二十五年九月十九日

○海上保安庁告示第百九十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年十月十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　東北大学災害科学国際研究所　仙台市青葉区荒巻字青葉六―六―四

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四〇度五〇分東経一四三度五五分、北緯四〇度五〇分東経一四四度一〇分、北緯三八度四二分東経一四五度〇五分、北緯三六度東経一四二度四五分、北緯三六度東経一四一度五八分、北緯三六度三八分東経一四一度五五分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十五年十月十五日から平成二十五年十一月八日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　二管区水路通報第三十九号（平成二十五年十月四日発行）

○関東地方整備局告示第四百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

別表の指定番号七の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　柏本部　千葉県柏市東上町八番二十五号

ロ　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号

ハ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十番地

ニ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三

ホ　越谷支店　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一

ヘ　川越支店　埼玉県川越市脇田本町十三番地二十二

ト　秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番五号

チ　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号

リ　横浜本部　神奈川県横浜市中区山下町二十二番地

ヌ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目二番八号

ル　熊谷支店　埼玉県熊谷市筑波二丁目四十八番地一」

に改める。

○関東地方整備局告示第四百二十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十月十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　18

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社Ｊ建築検査センター

三(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	田中　雅弘
変更後	髙橋　伸一

(2)　変更年月日　平成二十五年十月一日

○関東地方整備局告示第四百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第千百九十七号日光都市計画下水道事業鬼怒川上流流域下水道（上流処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十一年八月十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし